

## アメリカ刑事法の調査研究 (171)

米 国 刑 事 法 研 究 会  
(代表 堤 和 通)\*

**Jones v. Mississippi, 593 U.S. \_\_\_, 141 S.Ct. 1307 (2021)**

中 村 真 利 子\*\*

犯行時18歳未満であった少年が謀殺罪で有罪とされた場合において、当該少年に対して仮釈放の可能性のない終身刑を科すためには、量刑判断者に、より軽い刑罰を科す裁量のある量刑手続があれば足り、第8修正は、当該少年が永続的に矯正不能であるとの事実認定までは求めていないとされた事例。

### 《事実の概要》

A 2004年、申請人 Brett Jones (当時15歳) はミシシッピ川シャノンで祖父 Bertis、祖母 Madge と一緒に暮らしていた。

ある朝、Bertis は、Jones の寝室に Jones のガールフレンド Michelle Austin がいることに気が付いた。Bertis と Jones は口論となり、Bertis は Austin に家から出ていくよう言った。数時間後、Jones は Austin に対して、Bertis を「痛い目にあわせる (hurt)」と話していた。

その午後、Jones がキッチンにいたところ、Bertis と再び口論となり、

---

\* 所員・中央大学総合政策学部教授

\*\* 所員・中央大学国際情報学部准教授

暴力へと発展した。Jones はキッチンナイフで Bertis を刺し、そのナイフが折れると、別のナイフを取ってさらに刺した。その回数は計 8 回にのぼった。

Bertis は大量に出血し、よろめきながら外へ出て地面に倒れ、死亡した。Jones は 911 番通報せずに犯行の隠ぺいを試みた。彼は Bertis の遺体を家の中に入れ、手についた血を洗い流し、血だらけのシャツを着替え、地面の血痕が隠れるように Bertis の自動車を移動させた。

隣人が、外にいた Jones を目撃して警察に通報した。直後に、別の隣人が、Jones と Austin が一緒に歩いて出ていくところを目撃した。その夜、警察は数マイル先のガソリンスタンドで 2 人を発見したが、2 人は偽名を名乗った。警察官は、パットダウンで Jones のポケットからナイフを発見し、「犯行に使った (did it with)」ナイフか尋ねたところ、Jones は「いや、もう処分した (got rid of it)」と答えた。

**B** Jones は謀殺罪 (murder) で起訴された。公判裁判所の裁判官は陪審審に対して謀殺罪及びこれに包含される故殺罪 (manslaughter) に関する説示をした。Jones は正当防衛であったとして無罪を主張したが、陪審は謀殺罪に関して有罪と認定した。

当時のミシシッピ州法は、謀殺罪に関し、「仮釈放の可能性のない終身刑 (life without parole)」(以下、単に「終身刑」という。)を必要刑として定めていたので、裁判官は Jones に終身刑を言い渡した。2006年、ミシシッピ州 Court of Appeals はこれを確認した。

Jones は、終身刑を必要刑として科すことは、残虐かつ異常な刑罰を禁ずる第 8 修正に違反するとして、有罪判決に対する非常救済手続 (post-conviction relief) を申し立てた。公判裁判所はこの申立てを棄却し、ミシシッピ州 Court of Appeals はこれを確認した。

2012年、ミシシッピ州 Supreme Court が本件を審査するかどうか検討している最中、合衆国最高裁判所は *Miller* (Miller v. Alabama, 567 U.S. 460 (2012)) で、第 8 修正は謀殺罪に関し、犯行時 18 歳未満の者 (以下、処分時の年齢にかかわらず、単に「犯罪少年」又は「少年」ということがあ

る。) に対して終身刑を必要刑として科すことを禁じていると判断したが、これが裁量的に科されることは認めた。

ミシシッピ州 Supreme Court は、*Miller* は州の付随的手続 (collateral review) に遡及適用されるとして、公判裁判所の裁判官に対し、Jones の年齢を考慮して適切な量刑を選択すべく、量刑手続を改めて行うよう命じた。公判裁判所の裁判官は、終身刑よりも軽い刑罰を科す裁量があることを認識しつつも、Jones に再び終身刑を科した。

Jones は上訴し、*Miller* と、その後、*Miller* は州の付随的手続に遡及適用されると判示した *Montgomery* (*Montgomery v. Louisiana*, 577 U.S. 190 (2016)) を引用した。Jones は、謀殺罪に関し、犯罪少年に対して終身刑を科すためには、当該少年が永続的に矯正不能である (permanently incorrigible) という独立の事実認定が必要であると主張した。しかし、ミシシッピ州 Court of Appeals は、*Miller* は矯正不能に関する事実認定を求めているとの *Montgomery* の指摘に基づき、これを退けた。

合衆国最高裁判所は、下級裁判所の間で *Miller* と *Montgomery* の解釈が異なることに照らして、サーシオレイライを認容した。

## 《判旨・法廷意見》

### 原判断確認

#### ・Kavanaugh 裁判官執筆の法廷意見

1-A 2004年、アメリカ合衆国では約16,000人が人の死を惹起する罪 (homicide) を犯した。そのうち約850人が18歳未満であり、このことは、1日平均2件以上が少年によって犯されているということの意味する。

各州は、少年によるものも含め、人の死を惹起する罪について厳罰に処することとしている。しかし、当裁判所は、犯罪少年に対する刑罰に関して、憲法上特別の配慮が必要であると判示してきた。

当裁判所は、残虐かつ異常な刑罰を禁ずる第8修正との関係で、年齢は量刑において重要であると述べてきた。*Roper* (*Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551 (2005)) は謀殺罪に関し、第8修正は犯罪少年に対する死刑を禁じて

いるとした。*Graham* (*Graham v. Florida*, 560 U.S. 48 (2010)) は、人の死を惹起する罪以外の罪に関し、第8修正は犯罪少年に終身刑を科すことを禁じていると判示した。もっとも、*Graham* は、人の死を惹起する罪に関しては、犯罪少年に終身刑を科すことを禁じていない。

2012年、*Miller* (*Miller v. Alabama*, 567 U.S. 460 (2012)) は、人の死を惹起する罪に関し、犯罪少年に対して終身刑を科すことは認められるが、これが必要刑として科されるのではなく、量刑判断者に当該少年の年齢を考慮してより軽い刑罰を科す裁量がある場合に限られるとした。4年後、*Montgomery* (*Montgomery v. Louisiana*, 577 U.S. 190 (2016)) は、*Miller* は州の付随的手続に遡及適用されると判示した。

Jones は、*Miller* によれば、量刑判断者に終身刑よりも軽い刑罰を科す裁量があるだけでは足りず、永続的な矯正不能 (permanent incorrigibility) に関する独立の事実認定が必要であると主張する。

しかし、*Miller* と *Montgomery* は、このような要件を真っ向から否定している。*Miller* は、量刑判断者が終身刑を科すにあたって、少年の年齢とこれに付随する特性を考慮する一定の過程を経ることのみを求めた。*Montgomery* は、*Miller* は正式な事実認定の要件を課しておらず、矯正不能に関する事実認定を求めているとはっきりと述べた。

Jones の主張の根拠は以下の3つである。

第一に、Jones は、当裁判所が、責任能力 (sanity) や知的障害 (intellectual disability) の欠如といった一定の死刑適用基準 (eligibility criteria) を示してきたことから類推して、謀殺罪を犯した少年に対する終身刑についても同様に、当該少年が永続的に矯正不能であるとの認定が求められると主張する。

当裁判所は、永続的な矯正不能は責任能力や知的障害の欠如に類するような基準ではないとの州の主張に同意する。まず、当裁判所は、心理学の専門家でさえ、その犯行が、成長過程での過渡的な未熟さ (transient immaturity) を反映していると思われる少年と、治癒できない墮落した傾向 (irreparable corruption) を反映していると思われるごく稀な少年を区別

することは困難であると認めてきた。さらに、当裁判所が死刑適用基準を示した際には、これが立法や実務に現れる客観的な社会の基準に適合しているかどうか検討した。しかし、*Miller* では、その時点で、永続的な矯正不能を犯罪少年に対して終身刑を科すための基準としている州は確認されなかった。

この2点から、*Miller* が永続的な矯正不能を基準としなかったことは当然である。*Miller* は、少年の年齢は減軽事由に類する量刑事情であると繰り返し説明し、*Woodson* (*Woodson v. North Carolina*, 428 U.S. 280 (1976) (plurality opinion)), *Lockett* (*Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 586 (1978) (plurality opinion)), *Eddings* (*Eddings v. Oklahoma*, 455 U.S. 104 (1982)) などの事案で求められてきたのと同様の量刑手続を求めた。当裁判所はこれらの先例で、死刑に関し、関連する減軽事由を個別に考慮することを求めたものの、量刑判断者に減軽事由を証明する証拠の価値を評価する広範な裁量を認め、減軽事由に関する特定の事実認定は求めなかった。

*Miller* は、*Woodson*, *Lockett*, *Eddings* を繰り返し引用し、量刑判断者には少年の年齢を考慮する機会がなければならず、かつ、終身刑よりも軽い刑罰を科す裁量がなければならぬと述べた。もっとも、*Miller* が求めたのは、少年の年齢とこれに付随する特性を考慮する一定の過程を経ることだけである。この量刑手続で、量刑判断者はその「責任非難 (culpability)」の減少と「可塑性 (capacity for change)」を考慮することになる。

*Miller* は、*Roper* と *Graham* も引用したが、これらの先例のように一定の被告人や一定の犯罪に対する刑罰を典型的に禁止するわけではないとされているので、その引用は、永続的な矯正不能に関する認定を求めたり、犯罪少年に対して終身刑を科すことを典型的に禁止したりするためではなく、少年の年齢が量刑において重要であることを指摘するためである。*Miller* はこのことから、死刑を科すにあたって減軽事由を考慮することが求められるように、少年に終身刑を科すにあたって、その年齢を考慮しなければならないと判示した。

要するに、*Miller* は終身刑に関して、少年の年齢を減軽事由として考慮

することを求めたのであって、永続的な矯正不能に関する独立の事実認定を求めたのではない。*Montgomery*も*Miller*の要件に何ら付け加えていない。

第二に、Jonesによれば、*Montgomery*は*Miller*について、州の付随的手続に遡及適用されるべき実体的判断(substantive holding)であって、かつ、少年の犯行が、成長過程での過渡的な未熟さではなく、永続的な矯正不能を反映している場合にのみ終身刑を科すことを許すものであると解しているという。このことから、*Montgomery*は、永続的な矯正不能に関する独立の事実認定を想定しているというのである。しかし、これは*Miller*と*Montgomery*の解釈として不正確である。

*Miller*は量刑判断者に裁量のある量刑手続を求め、犯罪少年に対して終身刑を必要刑として科すことはできないと述べた。このように、*Miller*ルールは手続的な機能を有するが、*Montgomery*は、*Miller*ルールは実体的なものであって、州の付随的手続に遡及適用されると判示した。しかし、*Montgomery*は*Miller*以上の要件を課していない。*Montgomery*で当裁判所がサーシオレイライを認容したのは、そこで説明されたように、*Miller*ルールが拡張されるべきであるかどうかではなく、単に、その判断が遡及適用されるかどうか判断するためである。*Montgomery*は*Miller*が求めた内容について、終身刑を科すことのできる少年とそうでない少年を区別するために、その年齢とこれに付随する特性が考慮される手続が必要であると明らかにしたが、永続的な矯正不能に関する独立の事実認定は求められていないとした。

*Miller*と*Montgomery*が前提としているのは、量刑判断者に裁量のある量刑手続によって、量刑判断者は少年の年齢を考慮することになり、このことが、少年の年齢に照らして適切である場合にのみ終身刑が科されることを保証するということである。もし当裁判所が永続的な矯正不能に関する事実認定も求めるのであれば、これを明らかにすることは容易であり、そう言っていたはずであるが、そのような言及はなかった。それどころか、*Montgomery*は永続的な矯正不能に関する独立の事実認定をする必要

はないと指摘した。

要するに、*Montgomery* は、*Miller* は正式な事実認定の要件を課しておらず、矯正不能に関する事実認定を求めていないと明示したので、*Montgomery* に基づく Jones の主張も当たらない。

第三に、Jones は、*Miller* と *Montgomery* は犯罪少年に対して終身刑が科されることを比較的稀にしようとしたのだと主張する。永続的な矯正不能に関する独立の事実認定は、この目的を達するために必要であるという。

しかし、*Miller* は、量刑判断者に裁量のある量刑手続それ自体で、犯罪少年に対して終身刑が科されることは比較的稀になると述べた。これは推測ではなくデータに基づくものであり、当裁判所は、量刑判断者に裁量のある量刑手続を採用する15州の統計を示した。しかし、当裁判所は、これらの州が、永続的な矯正不能に関する独立の事実認定も求めているということや、このような認定が、少年に対して終身刑が科されることを比較的稀にするために必要であるということは示唆しなかった。

要するに、当裁判所は、犯罪少年に対して終身刑を科すにあたって、量刑判断者が永続的な矯正不能に関する独立の事実認定をすることは求められていないと明白に述べてきたのである。

1-B Jones は、たとえ永続的な矯正不能に関する独立の事実認定が求められないとしても、量刑判断者が実際に少年の年齢を考慮することを保証するため、少なくとも、その「黙示的認定」を明らかにする量刑説明 (on-the-record sentencing explanation) が必要であると主張する。

しかし、第一に、このような説明は、量刑判断者が少年の年齢を考慮することを保証するために必要とはいえない。量刑判断者に少年の年齢を考慮する裁量があれば、とりわけ弁護人が少年の年齢に基づく主張をする場合には、量刑判断者は必ずこれを考慮することになる。量刑判断者によって、あるいは上訴裁判所との間で、少年の年齢に関する評価が異なる可能性はあるが、量刑判断者に少年の年齢を減輕事由として考慮する裁量がある限り、量刑判断者はこれを考慮することを避けられないということが重

要なのである。

第二に、Jonesの主張する量刑説明は、Millerが求めるものでも、これと一貫するものでもない。Millerは、量刑判断者に裁量のある量刑手続を採用していた15州の制度を挙げたが、そこで説明されたように、このような量刑手続が、少年の年齢を個別に考慮することを保証するのである。しかし、当裁判所は、一定の量刑説明が求められるとは示唆していない。Millerが、永続的な矯正不能に関する黙示的認定を明らかにする量刑説明が必要であると考えていたのであれば、これを明らかにすることは容易であり、そのように言ったはずである。Millerはこの点に関し何も述べていないし、このことはMontgomeryでも確認されている。

第三に、このような量刑説明は、当裁判所の死刑に関する先例が求めるものでも、これらと一貫するものでもない。過去45年にわたって、当裁判所は、死刑を科すかどうか判断するにあたって減軽事由を考慮するよう求めてきた。しかし、減軽事由に関する明示的な量刑説明又は黙示的認定を求めたことはない。Woodson, Lockett, Eddingsなどの求めるような量刑判断者に裁量のある量刑手続では、量刑判断者は必ず関連する減軽事由を考慮することになる。量刑説明は、量刑判断者が減軽事由を考慮することを保証するために必要とはいえない。このことからすると、少年に終身刑を科すかどうか判断すべき事案でも、量刑説明は、量刑判断者が少年の年齢を考慮することを保証するために必要とはいえない。後者にのみ明示的な量刑説明を求めることは整合性がとれないが、Jonesはこの点について説得的な主張をしていない。

第四に、このような量刑説明は、各州の量刑実務でも求められてこなかったか、あるいは現在でも求められていない。確かに、州の裁判官が収監刑を科す場合、その期間が長いものであればとりわけ、その量刑と減軽事由の評価を説明することが多い。しかし、多くの州が従来、量刑判断者による明示的な量刑説明を法的に求めていなかったし、いまだ求めていない州もある。州によっては、一定の犯罪に関しては陪審が量刑判断者であり、この場合、陪審は一般的に量刑説明をしない。州法で量刑判断者が理



由を示すことが求められている場合でも、多くの州が、減輕事由に関して定型のチェックリストのようなものは課していない。そして、上訴裁判所は、量刑判断者が減輕事由についてもっと言及できたはずであるというだけで、必ずしも原判断を破棄しない。

このような州の実務は本件において重要である。というのも、*Montgomery*で説明されたように、憲法に関する新しい実体的ルールが示された場合、当裁判所は、州の刑事司法制度の運用に対して必要以上の干渉とならないよう、付随する手続的要件の範囲を慎重に限定する。裁量的な量刑手続によって、少年の年齢を個別に考慮することが保証されるのであるから、当裁判所は本件でさらに手続的要件を付け加えるべきではない。

2 反対意見は、本日の判断は *Miller* と *Montgomery* を黙示的に変更するものであると主張する。*Miller* は謀殺罪に関し、犯罪少年に対して終身刑を必要刑として科すことはできないと判示したが、本日の判断はこれに反するものではない。*Montgomery* は、*Miller* は州の付随的手続に遡及適用されると判示したが、同様に、本日の判断はこれに反するものではない。

本件で反対意見は、*Miller* と *Montgomery* を不当に狭めていると考えているが、反対意見は、これらの先例をその明示的な文言に反して不当に広げるものである。

反対意見も、*Miller* と *Montgomery* が一定の影響を及ぼすものであることを認識している。*Miller* の示した量刑判断者に裁量のある量刑手続によって、それ以前であれば終身刑を必要刑として科されていたであろう多くの少年が、より軽い刑罰を受けることになった。例えば、ミシシッピ州では、*Miller* を受けて改めて行われた量刑手続で、約75%が減刑されることになった。したがって、量刑判断者に裁量のある量刑手続は実際に、犯罪少年に終身刑が科されることを比較的稀にしてきたのである。さらに、*Montgomery* によって、*Miller* 以前に終身刑を言い渡す判決が確定していた多くの少年が、新たな量刑手続を経て、より軽い刑罰を科されることになった。

このような重大な変化にもかかわらず、反対意見はより多くを求めている

る。しかし、*Miller*と*Montgomery*で当裁判所は、永続的な矯正不能に関する事実認定は求められないとはっきりと述べた。本件で、当裁判所が既に2回も拒絶した要件を課すようなことはしない。

なお、本日の判断は、Jonesに言い渡された量刑の当否を示すものではないし、少年による謀殺罪に関し、州が種々の要件を課すことを排除するものでも、Jonesが終身刑から救済される道を閉ざすものでもない。

・Thomas 裁判官の結論賛成意見

法廷意見は、第8修正は少年が永続的に矯正不能であるとの事実認定を求めているとする点で正しいが、*Montgomery*が*Miller*及び合衆国憲法と一貫するものと解している点で誤っている。

Jonesは、*Miller*が求める個別の量刑手続を経ているので、*Miller*が遡及適用されるとしても助けにはならない。それゆえJonesは、*Montgomery*はさらに、永続的な矯正不能に関する事実認定を求めていると主張するのである。*Montgomery*は、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年に対して終身刑を科すことは第8修正に違反すると説明しているので、この理屈自体は必ずしも曲解ではない。

しかし、*Miller*は手続的なルールを宣言したものである。*Montgomery*は*Miller*を実体的なルールに塗り替え、その犯行が永続的な矯正不能を反映していると思われるごく稀な少年を除いて、全ての少年が類型的に終身刑から免れるのだというが、これは*Miller*とは無関係である。

当裁判所に残されている道は、永続的な矯正不能に関する認定が必要であるとするか、*Montgomery*は合衆国憲法に根拠がないと認めることである。しかし、法廷意見は、*Miller*のルールは手続的なものであることと*Montgomery*による*Miller*の遡及適用を認めることで、実質において*Montgomery*を変更しつつも、形式においては変更しないという第三の道を選択している。法廷意見は、*Miller*と*Montgomery*の緊張関係に向き合わないよう苦勞しているが、実質においても形式においても*Montgomery*を拒絶する方が良い。

・ Sotomayor 裁判官の反対意見 (Breyer 裁判官及び Kagan 裁判官参加)

1 *Roper* は、第8修正は少年に死刑を科すことを禁止しているとし、*Graham* は、第8修正は人の死を惹起する罪以外の罪を犯した少年に終身刑を科すことを禁じていると判示した。*Graham* は、少年は矯正不能とは整合し難く、人の死を惹起する罪以外の罪を犯した少年に刑務所で死ぬことを強制することで、当該少年から成熟する機会を奪うことは許されないとする。

*Miller* は、終身刑は少年にとって特に厳しい刑罰であるとして、人の死を惹起する罪を犯した少年に *Graham* の論理を拡張した。*Miller* は、人の死を惹起する罪を犯した全ての少年に対して終身刑を科すことまでは禁止しなかったが、その犯行が、成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年と、治癒できない墮落した傾向を反映していると思われるごく稀な少年を区別することを求めた。*Miller* によれば、後者に属する少年のみ、憲法上、終身刑を科すことが許されるので、量刑判断者は、終身刑を科すにあたってこの判断をしなければならない。

*Montgomery* は、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年に対して終身刑を科すことを禁じる *Miller* は、大部分の少年に関して実体的なルールを示すものであると確認し、遡及適用されると判示した。*Montgomery* は *Miller* に手続的要素があることを認めてはいるが、*Miller* の求めるような量刑判断者に裁量のある量刑手続は、対象の少年が、終身刑を科すことのできない少年に該当すると証明することを可能にするものである。したがって、少年はその犯行が治癒できない墮落した傾向を反映するものではないことを証明する機会を与えられなければならない。

2-A 本日の法廷意見は、*Miller* と *Montgomery* を認識不能なほどに歪めている。法廷意見によれば、人の死を惹起する罪に関し、量刑判断者に少年の年齢を減輕事由として考慮し、より軽い刑罰を科す裁量がありさえすれば、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映するものであったとしても、当該少年に終身刑を科し得ることになる。

法廷意見は、*Miller*では正式な事実認定の要件を課していないから、少年の矯正不能に関する事実認定は求められていないという *Montgomery* の指摘に依拠しているが、*Montgomery* は、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年に対して終身刑を科すことが許されるわけではないと明らかにした。

*Montgomery* は *Miller* について、少年に終身刑を科すにあたって、量刑判断者にその年齢を考慮すること以上を求めていると指摘した。たとえば裁判所が少年に終身刑を科すにあたってその年齢を考慮したとしても、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年に関しては、この刑罰を科すことはなお第8修正に違反するのである。本日の法廷意見は、この点について扱っていない。

法廷意見が依拠している *Montgomery* の指摘は、*Miller* が、少年の年齢を考慮したり、量刑判断を説明したりする特定の手続を求めているというにすぎない。州は、検察官に対して、少年が永続的に矯正不能であることを合理的な疑いを容れない程度に証明することを求めることもできるし、裁判官に対して、少年の治癒できない墮落した傾向に関する明示的な事実認定を求めることもできる。

とはいえ、量刑判断者は、その犯行が、成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年か、治癒できない墮落した傾向を反映していると思われるごく稀な少年かを判断することが求められる。

*Miller* は少年に対して終身刑を必要刑として科すことを禁止しているが、これだけと見ることは、その根拠の半分を無視することになる。*Miller* は2つの先例の流れに依拠した。1つの流れは、第8修正は量刑判断者に対して、死刑を科すにあたって裁量的・個別的な判断を求めていると解するものである。*Miller* は、必要刑としての終身刑は、量刑判断者が少年の年齢とこれに付随する特性を考慮することを妨げることになるので、量刑の個別化を求める第8修正に違反すると説明した。

法廷意見は、*Miller* の根拠がここで終わっていることにしようとしている。*Miller* が求めているのは、*Woodson, Lockett, Eddings* などの事案で求

められてきた減軽事由を個別に考慮する手続と同様の量刑手続にすぎないというのである。

しかし、*Miller*が*Roper*と*Graham*などの別の先例の流れにも依拠していることは明らかである。これらの先例は、量刑手続のいかにかわらなく、一定の被告人に対して一定の刑罰を科すことを典型的に禁止するものである。終身刑は、死刑と同様、少年の年齢によってこの刑罰が不均衡なものとなり、少年に対して科すことが第8修正に違反する場合があるということである。

量刑判断者に裁量のある量刑手続であっても、不均衡な刑罰を生じさせ得る。どのように科されようと、*Roper*によれば少年に対する死刑は憲法違反であり、*Graham*によれば人の死を惹起する罪以外の罪について少年に対して終身刑を科すことは憲法違反である。同様に、*Miller*によれば、量刑判断者に裁量のある量刑手続によっても、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年に対して終身刑を科すことが合憲となることはない。

法廷意見は、*Miller*が*Roper*と*Graham*に依拠したのは、少年の年齢が量刑において重要であるという点に関してであると主張する。*Miller*の時点で、死刑に関し量刑の個別化を求める先例によって、少年の年齢が重要な減軽事由であることは確立していたのであり、*Miller*は、このことを示すために*Roper*と*Graham*を引用する必要はなかった。*Miller*は、人の死を惹起する罪を犯した場合であっても、少年に対して終身刑を科すことに実体的な限界を設けるためにこれらを引用したのである。

また、法廷意見は、*Miller*でその判断について、*Roper*と*Graham*のように一定の被告人や犯罪に対する刑罰を典型的に禁じるのではなく、量刑判断者が一定の過程を経ることのみを求めるものであると指摘されたことを誇張している。しかし、この誤った解釈は、*Montgomery*で既に、*Miller*はその犯行が永続的な矯正不能を反映していると思われるごく稀な少年以外の全ての少年に対して終身刑を科すことを禁じているとして否定された。終身刑を科すことのできる少年とそうでない少年を区別するために、

量刑判断者は、少年の年齢とこれに付随する特性を考慮する一定の過程を経ることが求められるのである。この過程はそれさえあれば良いというものではなく、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年については、終身刑は過剰な刑罰となるのである。法廷意見によれば、*Miller*は、量刑判断者に裁量のある量刑手続によって、終身刑が科されることは比較的稀になるという予言でしかないようであるが、その犯行が治癒できない墮落した傾向を反映していると思われるごく稀な少年にのみ終身刑を科し得るのであるから、*Miller*によれば、少年に対して終身刑が科されることは稀でなければならないのである。

いずれにしても、*Miller*以降のデータでは、量刑判断者に裁量があるだけでは、終身刑が少年に対して科される稀な刑罰とはなっていないことがわかる。例えば、*Miller*を受けてミシシッピ州で改めて行われた量刑手続では、4分の1以上において再び終身刑が科されている。反対に、ペンシルベニア州は、裁判所の指針となる様々な手続を採用したことで、終身刑は2%未満しか維持されなかった。

2-B 法廷意見が*Miller*と*Montgomery*を誤って解釈していること自体がとんでもないことであるが、法廷意見は*Miller*について、これが遡及適用されるという*Montgomery*の判断と一貫しないようにゆがめることで、さらに先例をねじ曲げている。*Montgomery*は、*Miller*は実体的ルールに該当するものとして遡及適用されると判示した。したがって、*Miller*は一定の手続を求めるといふにとどまらず、州が一定の刑罰を科す権限を制限しているはずである。

それにもかかわらず、法廷意見は、*Miller*を手続的なルールへと塗り替え、それでも、遡及適用されるかどうかとの関係では実体的であるとする。ある量刑手続を求めだけのルールが実体的であるとして遡及適用されるのであれば、当裁判所は、量刑に関する多くのルールを手続的なものと誤って分類してきたことになる。

2-C 法廷意見は、*Miller*と*Montgomery*を正しく解釈せず、*Miller*は少年を保護する手続を求めるとすぎないという*Montgomery*でのScalia裁

判官の反対意見を再現しているが、これは先例ではない。先例から逸脱するには特別な正当理由が必要であるが、法廷意見はこれを示していない。

幸いなことに、多くの州は既に *Miller* と *Montgomery* に適う厳格な手続を採用している。他の州にも、量刑判断者が終身刑を科すことのできる少年とそうでない少年を区別するようにする責務があり、そうしなければ第8修正違反となる。

3 *Miller* は、本件のような重大な罪を犯した少年であっても、その年齢は、最も厳しい刑罰を科す正当理由を弱めると判示したのである。本件の量刑判断者は、*Miller* の挙げた事情を減輕事由及び加重事由として考慮しただけで、*Jones* が、その犯行が治癒できない墮落した傾向を反映していると思われるごく稀な少年に当たるのかという *Miller* の中心的な問いを扱わなかった。

4 第8修正は、少年犯罪を許すものでも、あらゆる刑罰から少年を保護するものでもないが、大部分の少年について、仮釈放の可能性さえ否定して、刑務所の外の社会で再起をはかる機会を与えないような刑罰から免れさせることを求めている。

## 《研究》

1 本件は、謀殺罪に関し、犯罪少年に対して終身刑を科すにあたって求められる量刑手続のあり方が問題となった事案である。

死刑については *Roper* (*Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551 (2005)) で、人の死を惹起する罪以外の罪に対する終身刑については *Graham* (*Graham v. Florida*, 560 U.S. 48 (2010)) で、少年に科すことは残虐かつ異常な刑罰を禁止する第8修正に違反すると判断された。その後、*Graham* で除外された人の死を惹起する罪に関しても、*Miller* (*Miller v. Alabama*, 567 U.S. 460 (2012))<sup>1)</sup> で、少年に対して終身刑を必要刑として科すことはできず、量刑

1) *Miller* の紹介・解説として、例えば、米国刑事法研究会 (代表 椎橋隆幸)・比較法雑誌46巻3号461頁 (2012年) [堤和通]、勝田卓也・アメリカ法2013年1号170頁 (2013年)、今出和利・東洋法学57巻3号139頁 (2014年) がある。

判断者に、より軽い刑罰を科す裁量がなければならぬと判断され、*Montgomery* (*Montgomery v. Louisiana*, 577 U.S. 190 (2016))<sup>2)</sup>では、*Miller*が州の付随的手続に遡及適用されることが確認された。

*Miller*と*Montgomery*をめぐる、下級裁判所では、*Miller*の求めるような量刑判断者に裁量のある個別の量刑手続について、このような量刑手続がありさえすれば足りるのか<sup>3)</sup>、それとも何らかの方法で対象の少年が永続的に矯正不能であるとの事実認定が必要なのか<sup>4)</sup>、解釈が分かれていた。

2 そこです、このような解釈の相違が生じた主たる理由と思われる*Montgomery*について確認する。

連邦の付随的手続における遡及効に関する判断枠組みを示した*Teague* (*Teague v. Lane*, 489 U.S. 288 (1989)) は、刑事手続に関する新しい憲法上

- 
- 2) *Montgomery*の紹介・解説として、例えば、今出和利・現代社会研究14号75頁(2016年)、青野篤・大分大学経済論集68巻3・4号29頁(2016年)がある。
  - 3) 法廷意見で紹介されている裁判例として、*United States v. Sparks*, 941 F.3d 748 (CA5 2019) (実際に言い渡されたのは35年の収監刑であったが、少年の年齢その他の特性を考慮すべきという要件は満たされていたとした事案)、*People v. Skinner*, 502 Mich. 89, 917 N. W. 2d 292 (2018) (陪審の評決だけで少年に終身刑を科すことができ、矯正不能に関する事実認定は不要であるとした事案)、*State v. Ramos*, 187 Wash. 2d 420, 387 P. 3d 650 (2017) (事実上の終身刑に関しても*Miller*は妥当するが、個別の量刑手続があればこれを満たすとした事案)がある。
  - 4) 法廷意見で紹介されている裁判例として、*Malvo v. Mathena*, 893 F.3d 265 (CA4 2018) (死刑を最高刑とする犯罪について少年に終身刑が科された事案で、*Miller*に基づき、その犯行が永続的な矯正不能を反映しており、終身刑を科すことのできるごく稀な少年に当たるのか判断すべきとしたもの)、*Commonwealth v. Batts*, 640 Pa. 401, 163 A. 3d 410 (2017) (少年には終身刑を科すことができないう推定があり、州には、この推定を破るため、対象の少年が矯正不能であるということを合理的な疑いを容れない程度に証明する責任があるとされた事案)、*Veal v. State*, 298 Ga. 691, 784 S. E. 2d 403 (2016) (少年が治療できない墮落した傾向にあるか、永続的に矯正不能であるとの証明なく、これに終身刑を科すことは許されないとされた事案)がある。



のルールは原則として確定判決に遡及適用されないとしつつ、2つの例外を挙げた。1つは実体的ルールである場合であり、一定の行為を処罰することや、一定の被告人に対して一定の刑罰を科すことを禁止するルールは遡及適用される。もう1つは、手続的ルールのうち、刑事手続の基本的な公正さと正確性に関わるような重要な分岐点となる (watershed) ルールである。*Montgomery* は1つ目の例外に関して、新しい憲法上のルールがその事案の結論を左右するものである場合、州の付随的手続に遡及適用されると判断した。

そして、*Miller* については、*Roper* や *Graham* といった、一定の被告人に対して一定の刑罰を科すことを禁止する先例の流れに属し、*Miller* は、量刑判断者が少年に対して終身刑を科すにあたって、その年齢を考慮する以上のことを求めているとして、たとえ年齢が考慮されたとしても、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年に対してはなお第8修正違反となると判断した。つまり、その犯行が治癒できない墮落した傾向を反映していると思われるごく稀な少年以外の全ての少年に関して、終身刑は過剰な刑罰となるのであるから、*Miller* は、一定の被告人に対する一定の刑罰を禁止する実体的ルールであるということである。

*Montgomery* の指摘するように、*Miller* が遡及適用されるべき実体的ルールであるとするれば、終身刑を科すことのできない「一定の被告人」に該当するかどうかの判断が必要となり、量刑判断者により軽い刑罰を科す裁量のある量刑手続があるだけでは *Miller* を満たさないというのが、本件の結論賛成意見と反対意見の立場である。ただし、結論賛成意見は、*Montgomery* による *Miller* の解釈は誤りであって、*Miller* は手続的ルールで重要な分岐点となるものでもないから、遡及適用されないことを前提としている。

法廷意見は、*Montgomery* について、終身刑を科すことのできる少年とそうでない少年を区別するために、その年齢とこれに付随する特性が考慮される手続を求めるものであるという点では、反対意見と一致している。

しかし、法廷意見は、*Montgomery*は維持しつつも、*Miller*は「正式な事実認定の要件を課していない」、「矯正不能に関する事実認定を求めている」との*Montgomery*の指摘に基づき、第8修正は永続的な矯正不能に関する事実認定までは求めているとの結論を導いている。

もっとも、法廷意見が挙げた*Montgomery*の指摘は、正確には、州の主張に応じる形で、「*Miller*が正式な事実認定の要件を課していないからといって、州が、その犯行が成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年に対して終身刑を科することができるということにはならない」、「*Miller*が矯正不能に関する事実認定を求めているということは、*Miller*が、その実体的保障を実施するために求める手続の程度に言及するものにすぎない」（太字筆者）という文脈で出てきたものである。したがって、*Montgomery*の解釈に関しては、法廷意見が*Montgomery*の論旨から外れる引用をして、その根拠としているようにも見受けられる。さらに、注では、*Montgomery*が*Teague*の適用に関して他の先例と緊張関係にあり、*Miller*以外のルールが遡及適用されるかどうか判断する際に参照されるべきでないことが示唆されている<sup>5)</sup>。この点については結論賛成意見でも反対意見でも批判されている。

しかし、そもそも*Montgomery*が*Miller*を実体的ルールと解釈したことに関して、「*Miller*判決にかなり無理な解釈を施して」おり、「殺人を犯した少年といえども、終身刑が不均衡な刑罰となる少年が存在するという」*Miller*判決に潜在していた〔実体的な〕判断を〔*Montgomery*〕判決は前面に押し出すことで、*Miller*判決が法的拘束力のある先例として持つ意

---

5) See, Jones, 593 U.S., at \_\_\_, slip op., at 11, n. 4. *Montgomery*以外の*Teague*に関する先例は、あるルールが実体的かどうかについて、そのルールに潜在する憲法上の権利が実体的かどうかではなく、そのルール自体の機能を考慮することによって判断してきたことが指摘されている。もっとも、本件までに、*Montgomery*を受けて付随的手続を求めることのできた者のほとんどが、*Miller*に基づき新しい量刑手続を受けていることから、特に支障はないと考えられるようである。

味を変えることになってしまっている」との批判もある<sup>6)</sup>。

3 そこで、次に、*Miller* それ自体の内容を確認する。*Miller* は罪刑の均衡に関する2つの先例の流れを挙げている。

1つの流れは、*Montgomery* が主たる根拠とした *Roper* や *Graham* であり、*Miller* でこれらの先例は、責任非難の程度が低いと考えられる少年に焦点を当てるものであると説明されている。憲法上、量刑において少年は成人とは異なり、その責任非難の減少と可塑性から、最も厳しい刑罰を科す正当理由が弱まるということである。本件で反対意見が主として依拠しているのもこの流れである。

これに対して、法廷意見は、*Miller* が *Roper* や *Graham* を引用したのは、永続的な矯正不能に関する認定を求めたり、終身刑を典型的に禁止したりするためではなく、少年の年齢が量刑において重要であることを指摘するためであるとする。確かに、*Miller* では、少年が成人とは異なる理由として、*Roper* や *Graham* を引用し、確立した問題行動のパターンを有する犯罪少年は比較的少ないことや、少年が永久に社会にとって危険であるとの判断の前提となる矯正不能は少年とは整合し難いことが指摘されている。もっとも、いずれも、法廷意見のいうように、少年にとって最も厳しい刑罰である終身刑に関して、少年の年齢を考慮する必要性を説く文脈で出てきているようにも見受けられる。

もう1つの流れは、*Woodson* (*Woodson v. North Carolina*, 428 U.S. 280 (1976) (plurality opinion)), *Lockett* (*Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 586 (1978) (plurality opinion)), *Eddings* (*Eddings v. Oklahoma*, 455 U.S. 104 (1982)) など、死刑を必要刑として科すことを禁止し、量刑の個別化を求める先例である。*Graham* が少年に対する終身刑に関して死刑からの類推をしたことから、*Miller* は、少年の年齢とこれに付随する特性を考慮する量刑の個別化の要請も終身刑に当てはまると考えたのである。

---

6) 青野・前掲注2, 44-45頁。

そして、これらの2つの先例の流れのまとめとして、いずれの先例も、少年に対して最も厳しい刑罰を科すにあたって、少年を成人と同様に扱えば、つまり、その年齢とこれに付随する特性を考慮しなければ、量刑判断者があまりにも多くを見落とすことになることを教えてくれていると指摘されている。このことから、*Miller*は、第8修正は犯罪少年に対して終身刑を必要刑として科す量刑制度を禁止しているとの結論を導いた。そして、*Miller*では、*Roper*と*Graham*のように一定の被告人や一定の犯罪に対する刑罰を典型的に禁止するわけではないことが明示されている。また、*Miller*は、量刑判断者が終身刑を科すにあたって、少年の年齢とこれに付随する特性を考慮する一定の過程を経ることのみを求めるものであるとも指摘している。

したがって、*Miller*に関していえば、法廷意見の指摘する内容が*Miller*の率直な読み方であるようにも思われる。これに対して、反対意見は、*Miller*について、「その犯行が、成長過程での過渡的な未熟さを反映していると思われる少年と、治癒できない墮落した傾向を反映していると思われるごく稀な少年を区別すること」を求めたとしている。しかし、この表現は、*Miller*それ自体では、第8修正は少年（少なくとも14歳未満）に対する終身刑を典型的に禁止しているとの被告人の主張に応じて、これを扱う必要はないが、このような区別は非常に困難であるから、少年に対して終身刑を科すことが適切な場合は稀であると考えられるとの文脈で出てきたものである。そして、これに続いて、量刑判断者がこの判断をする能力は否定しないが、量刑判断者には少年が成人とは異なることを考慮することが求められると指摘されている。したがって、*Miller*の解釈に関しては、今度は反対意見が都合の良い表現を抜き出してその根拠とし、さらに、*Miller*の依拠した先例のうち、*Roper*や*Graham*の流れを過度に強調しているようにも見受けられる。

ただし、*Montgomery*の存在を考えれば、法廷意見は、対象者がほぼ救済を受け終わっているために、その直接的な影響が本件までにほぼ終わっていたと思われる*Montgomery*を実質的にはあまり考慮せずに、純粋に

*Miller* を解釈したということもできそうである。

4 最後に、本判決の意義についてであるが、下級裁判所の間で *Miller* と *Montgomery* の解釈が分かれていたところ、本判決は、永続的な矯正不能に関する事実認定までは不要であり、量刑判断者に、少年の年齢とこれに付随する特性を考慮してより軽い刑罰を科す裁量のある量刑手続があれば足りることを明らかにした点で意義がある。

もっとも、終身刑を必要刑として科すことを禁じる *Miller* や、これが遡及適用されるとして、既に必要刑として終身刑を受けていた犯罪少年に量刑手続のやり直しへの道を開いた *Montgomery* と比べると、本判決の直接的な影響はそれほど大きくないようにも思われる。ただし、少年に対する終身刑を禁止していない法域のうち、*Montgomery* による *Miller* の解釈を受けて、裁判所において矯正不能に関する事実認定が必要との判断をしていたところでは、このような判断が、本件に照らして再検討するよう差し戻された事案もあるようである<sup>7)</sup>。

*Miller* 自体、少年に対する終身刑を禁止する法域を増やすきっかけとなったが、*Montgomery* は、これをさらに加速させることになったとも評されている<sup>8)</sup>。*Miller* 以前、少年に対する終身刑を禁止していたか、又は終身刑に服している少年がいなかったのは8州であったのに対して、2019年8月時点で、それ以外の36州及びコロンビア特別区において、①立法又は司法判断により、終身刑に処せられた少年に関して改めて量刑手続を行う、②新しい量刑手続を導入する、③少年に対する終身刑を廃止する、といった対応がなされていたという<sup>9)</sup>。犯罪に対する非難として、可塑性に富むとされる少年が永続的に矯正不能かどうかを処分時に判断する難さや妥当性を考慮すれば、特に *Montgomery* を受けて、少年に対する終身刑

7) *E.g.*, *United States v. Briones*, \_\_\_ U.S. \_\_\_, 209 L.Ed.2d 727 (2021).

8) 今出・前掲注2, 83頁。

9) *See*, Brief for Former West Virginia Delegate John Ellem et al. as *Amici Curiae* in *Mathena v. Malvo*, \_\_\_ U.S. \_\_\_, 139 S.Ct. 1317 (2019), No. 18-217, pp. 3-4.

の禁止や立法による廃止・制限という動きがみられたことは自然であるように思われる。本判決は、このような措置をとっていない法域に対して、反対意見の求めるような積極的な措置を講じることまでは求めないという意味では、*Montgomery*の強い影響は封じることになりそうである<sup>10)</sup>。

---

10) それぞれの意見の構成を考えてみても、本件の反対意見を構成する3名はいずれも *Miller* と *Montgomery* の法廷意見に加わったりベラル派の裁判官であり、保守派で構成される本件の法廷意見は、*Miller* と *Montgomery* の影響を限定する意図があったようにも思われる。Roberts 首席裁判官は *Miller* では反対意見を執筆しながらも、*Montgomery* では法廷意見に参加していることから、本件の法廷意見で *Montgomery* 自体は維持されたとも考えられる。